

12. 剣道用具の取り扱いについて

本大会における、剣道用具の取り扱いについては、安全性・公平性の観点から以下のとおりとする。予選会も同様に扱うこととする。

- (1) 選手は、大会で使用する剣道用具について、「剣道用具確認証」を提出すること。
(「17. 安全管理」参照)
- (2) 竹刀については次の事項を遵守すること。また大会当日に、計量・検査を必ず受けること。(検査本数は、3本までとする。不合格竹刀があった場合に追加の竹刀検査は行わない。)
 - 竹刀の長さ(全長・先革長)、重さ、太さ(先革先端対辺直径値および先端より8cmのちくとう部対角直径値)は、表1、表2および図のとおりとする。
 - ピース(四つ割り竹)の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状の変更したものの使用は認めない。
- (3) 小手については次の事項を遵守すること。
 - 小手は、こぶしと前腕(肘から手首の最長部)の1/2以上を保護し、安全性を保つため小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力がある。
 - 小手ぶとん部のえぐり(クリ)の深さについては小手ぶとん最長部と最短部の長さの差が2.5cm以内である。
- (4) 面については次の事項を遵守すること。
 - 面ぶとんは安全性を保つため、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。
- (5) 剣道着については次の事項を遵守すること。
 - 剣道着の袖は、安全性を保つため、肘関節を保護する長さを確保すること。(構えたときに肘関節が隠れること)

表1 竹刀の長さ、重さ、太さ

| 長さ (全長) | 重さ | 太さ | |
|--------------|----------|------------|------------|
| | | 先端部最小直径 | ちくとう最小直径 |
| 120センチメートル以下 | 510グラム以上 | 26ミリメートル以上 | 21ミリメートル以上 |

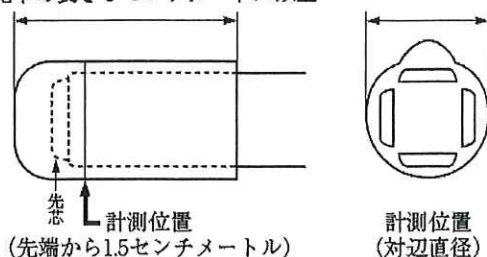
表2 二刀の場合の竹刀の長さ、重さ、太さ

| | 長さ (全長) | 重さ | 太さ | |
|----|--------------|------------|------------|------------|
| | | | 先端部最小直径 | ちくとう最小直径 |
| 大刀 | 114センチメートル以下 | 440グラム以上 | 25ミリメートル以上 | 20ミリメートル以上 |
| 小刀 | 62センチメートル以下 | 280～300グラム | 24ミリメートル以上 | 19ミリメートル以上 |

図 竹刀の先革長、先革先端部最小直径値、ちくとう直径値の計測方法

<竹刀の先革長、先端部最小直径値の計測方法>

先革の長さ5センチメートル以上



<ちくとうの最小直径値の計測方法>

